

第 8 回かわさき教育プラン社会教育専門部会会議録

日 時	平成 16 年 10 月 28 日 (木)	18 時 00 分 開会 20 時 45 分 閉会
場 所	高津市民館 第 1 音楽室	
出席者	<p>佐藤 一子 委員 (東京大学大学院教育学研究科教授)</p> <p>奥村 廣重 委員 (大妻女子大学名誉教授)</p> <p>大下 勝巳 委員 (社会教育委員会議 議長、日本広報協会理事)</p> <p>福島 一男 委員 (総合教育センター教育相談員)</p> <p>左澤 充克 委員 (公募市民)</p> <p>川西 和子 委員 (社会教育委員、宮前区地域教育会議 議長)</p> <p>斉藤 正彦 委員 (社会教育委員会議副議長、主任児童委員)</p> <p>浜田 哲郎 委員 (教育委員会生涯学習推進課長)</p> <p>伊藤 弘 委員 (総合企画局企画調整課主幹)</p>	<p>欠席</p> <p>松波 昭光 委員 (PTA 推薦)</p> <p>沢木 光雄 委員 (平間中学校長)</p> <p>生涯学習部長 (中山)</p> <p>総務部長 (江井)</p> <p>施設部長 (古橋)</p> <p>事務改善参事 (碓)</p> <p>企画課長 (市川)</p> <p>指導課長 (石川)</p> <p>庶務課長 (福田)</p> <p>生涯学習推進課主幹 (武田)</p> <p>生涯学習推進課振興係長 (夏井)</p> <p>企画課主査 (広瀬)</p> <p>企画課職員 (田中)</p> <p>(豎月)</p> <p>(片山)</p> <p>三菱総研 (中竹)</p> <p>(井上)</p> <p>傍聴 11 名</p>

18:00

武田主幹

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

第7回社会教育専門部会では、いろいろなご意見をいただきました。まず、中間報告と素案の関係が分からないということ。それから、市民館を中心とした区単位でということについての記述がもう少し必要ではないか、或いは、地域教育会議の「見直し」という言葉をめぐってご意見が出てまいりました。

もう少し事務局が専門部会の意見をしっかり受け止めて、素案をつくるべきであるというご意見をいただいたものと思っております。

事務局では本日の資料を用意するにあたり、市民館、図書館の職員等、ワーキングメンバーからの意見も反映しています。

では、これからご審議よろしく申し上げます。

片山

本日は、松波委員さんと沢木委員さんがお休みです。

ではまず、資料の確認をさせていただきます。

- ・席次表
 - ・名簿
 - ・次第
 - ・資料1「かわさき教育プラン2次素案（重点施策）」
 - ・資料2「かわさき教育プラン2次素案（施設体系一覧）」
 - ・資料3「かわさき教育プラン2次素案（施策体系）」
 - ・資料4「市民からの意見の概要」
 - ・行政区における教育推進体制の構築
 - ・川崎市次世代育成支援対策行動計画の策定に向けて
 - ・スポーツによる地域再生（奥村委員提出書類）
- それでは、簡単に説明をさせていただきます。

資料1

かわさき教育プランの第2章、重点施策の修正をまとめたものです。前回の第1次素案の内容が一番左枠にあります。真ん中の枠に修正案。そして一番右枠に修正の理由がまとめてあります。では各重点施策について、それぞれ修正の要旨をご説明いたします。（重点施策1「川崎式で生きる力をつける」）

前回の「川崎版確かな学力をつける」というタイトルに対し、「学力という言葉では、生きる力や総合的な力をつけるという意味が伝わりにくい」など、多くのご意見をいただきましたので、「川崎式で生きる力をつける」に修正しております。そして、一般的に「生きる力」として定義されている知・徳・体を、就学前の子どもも含めて総合的につけていくという内容に整理いたしました。「生きる力」にしたことによって【展開する事業】も、 の家庭教育に関する事業、 の表現力・コミュニケーション能力をつける事業、 の特別支援教育に関する事業、 を新しく追加しております。

（重点施策2「個性が輝く学校をつくる」）

次に4ページをご覧ください。学校の個性とは、一人一人の子どもに応じた教育活動を展開し、多様化する保護者や地域のニーズに応えていくと、おのずとできてくる各学

校の特色であると考え、それを支援する体制の整備と、保護者や地域と協働するシステムの構築、ということでまとめています。【展開する事業】に、 と の事業を新しく追加いたしました。

(重点施策3「教職員の力を伸ばす」)

次に7ページをご覧ください。こちらは【背景・目的】の部分について、「管理職中心の書き方になっている」というようなご指摘を受けまして、若干語句を修正しております。また【展開する事業】は、学校教育専門部会からの意見を受けて、 と の事業を追加しています。

(重点施策4「地域に開かれた学校施設にする」)

次に9ページをご覧ください。「学校を地域拠点化する」というタイトルにつきまして、「学校のみが地域の拠点であるという印象を受ける」というご指摘を受け、「地域に開かれた学校施設にする」に変更しました。今部会からは、「子育てを地域社会全体で支えるという内容にすべきだ」とのご指摘を受けておりましたが、子育て支援に関しましては、今後、区役所を中心に行っていくという川崎市全体の方針が出ており、市の「新総合計画」において、子育て支援を総合的に行っていく中で、教育委員会も一翼を担っていくというスタンスでございますので、教育プランの中で重点施策を打ち立てて、ということは難しいと考えております。この重点施策はあくまでも、子どもから大人まで、たくさんの市民が集い、相互に学習しあう場所として、学校施設を安全で快適なものにしていくという内容で整理しています。ただし、この柱にはソフト系の事業が足りないというご指摘を受けておりましたので、新たに と の事業を追加いたしました。

(重点施策5「市民の学びを支援する」)

次に、11ページの重点施策5でございますが、こちらは「自ら学ぶ市民を応援する」というタイトルに対して、「自ら学ばない市民は応援しないように見える」というご意見がありましたので、いただいたご提案の中から「市民の学びを支援する」に変更いたしました。ただ、前回の素案の【背景・目的】の部分を見ていただくと分かるように、この柱にはもともと、自ら学ぶ意欲を持たせるという意味も十分に含んでいたということと、市民説明会等でそのように説明をしてきているということ、さらにプランを読む市民へのインパクト、ということをかんがみて、十分なお議論をお願いいたします。

そして、前回の部会でご提案がありましたように、この柱は「学び」、6番目の柱が学んだ成果を「活動として還元する」という整理をいたしました。

【展開する事業】につきましては、 に市民館を追加しました。 の図書館は「情報センターとして」という文言をとりました。12ページに入りまして、 の社会教育施設の整備も追加しております。また、前回の リカレント教育の事業は、施策体系の整理をする中で、今回の 「市内の高校、専門学校、大学、企業との連携」という事業になっております。また、 と の家庭教育と子育てに関する事業は、保護者の学びを支援する、或いは子育てに関する人や組織同士をつなぐ、という意味で、この重点施策5に位置づけました。そして、 シニアに関する事業も追加してございます。

また、 の「市民教育」につきましては、事業化する段階で、「市民が地域で活動していくための専門的な力をつける教育」として考えさせていただいたのですが「中間報告の内容から言っても、これでは市民教育の範囲を狭めすぎている」とのご意見もいただ

いております。また、として新たに追加したシニアの事業と、の市民教育の内容を見ていただくと分かるかと思いますが、市民教育の一部の事業例としてシニアが考えられるようにも見えます。ですので、市民教育はイコール社会教育全体だというようなご理解になっていきますと、施策体系の中で、事業ではなくてもっと上のレベルに位置づけるお話なのではないかと思っておりますので、そこら辺のご議論が必要かと思っております。

(重点施策6「市民の力を活かす」)

次に、14ページをご覧ください。先ほどご説明しましたように、重点施策5でつけた力を展開する柱、というような整理をさせていただきました。ここの整理の仕方としては、まず、教育行政の中で市民参画を促進していくものとして、展開する事業の学校教育推進会議からの地域人材等の活用まであり、として教育以外の場所で活動していく市民も、区役所等と連携しながら支援していく、という並びになっています。このにつきましては、先ほど追加資料としてご紹介いたしましたカラーの資料が、イメージ図になっております。

(その他)

最後に、各重点施策は、【背景・目的】【内容】【展開する事業】という構成になっていますが、【内容】の部分につきましては、【展開する事業】の修正に伴って書き直しておりますので、個々の事業のつながりや目的、流れが分かりやすく説明されているかどうか、という観点からご議論ください。また、重点施策にはその他に【イメージ図】と【スケジュール】をつける予定ですが、こちらは内容が固まってから作成しますので、今回は修正しておりません。

資料1については、以上です。

資料2

素案の第3章「施策体系」の部分を一覧表にしたものです。各所管課を通して事業や施策を整理する中で、前回と少し変化している部分もあります。

資料3

今ご説明した資料2を全て文章化したものです。これが、プランの第3章の部分にあたります。基本的に中間報告の内容は、ここに全て盛り込まれております。施策体系につきましては、事業の位置づけ方や、施策の組み方、さらに基本施策など大きな部分の理念について、ご議論いただきたいと思います。ただ、一つ事務局のミスで、アカデミーの事業を入れ忘れておまして、市民アカデミーから出されている文案を、今後、追加する予定です。

資料4

こちらは、中間報告後に寄せられた市民からのご意見をまとめたものです。参考として、プランのうしろにつける予定です。

資料の説明は以上です。

佐藤部会長

皆さんこんばんは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。最終報告に向けて、9月14日に第1次の素案が提示されました。それを受けて前回の社会教育専門部会でも多々ご意見をいただいたわけでございます。

それから並行して正副部会長会議がありました。私は参加できなかったのですけれど

も、そこでも全体的な視点からのご意見があって、その後、策定委員会が開かれまして、そこでも第1次素案について、いろいろなご意見がありました。

それらを受けて事務局側で、かなり短期間に大幅に中間報告と素案との関係を見つめながら、今ご説明がありましたような内容と構成に再編成するというような作業が行われました。2日前くらいに多分みな様のお手元に届いたかと思います。

今日と次回の専門部会のあと2回しか、専門部会で議論する機会はありませんので、本日はまだ、全体的な枠組みや視点など大きな問題点についてのご指摘も、再度事務局に反映させるということができると思うのですけれども、次回の専門部会で、そういうかなり大きい枠組みのところでの議論がもう1回出直してしまいますと、作業全体に混乱が生じる可能性があると思います。

スケジュールを考えますと、細かい字句とか、かなり末端の項目については、十分次回の専門部会でも議論できると思いますので、本日は、この10ヶ年のプランを社会教育の視点から見た場合に、今ご説明があったような構成や重点施策の位置づけで、私たちが考えてきた改革の理念が、十分方向づけられているのかどうかという、その点が1つ大きい議題になるかと思います。

それから2番目に、本日の資料1が重点施策になるわけですね。6つの重点施策がありますけれども、前回の議論を踏まえて、表現や内容がかなり変わってきております。特に社会教育に関連する柱は、5と4と6になるかと思います。もちろん1や2についてのご意見も承ってよろしいのですけれども、この間の作業で膨らませていただいた重点施策の中身やとらえ方が、最終的にこの表現や位置づけでいいのかどうか。従いまして、第2章にかかわる大枠の議論を本日したいと思います。

そして3章の施策体系には、細かく最終的な部分が盛り込まれております。これについては表現や構成など、次回でもまだ見る余地があると思います。

やはり今日一番重要なのは、重点施策について前回かなり議論いただきましたので、その議論が十分踏まえられて再構成され、第2次素案という形で盛り込まれたかどうかを確認することです。もちろん細かいところでもいろいろご意見を出していただいて構わないと思います。

2章と3章が今日大体細かく提示されました。素案の全体像も頭に置きながら、主に資料1についてご意見を出していただければいいかなと思うのですけれど、何か進め方についてご意見はありますか。

それでは資料1から。重点施策4について、前回随分議論が出ましたが、今回、9ページ、10ページのようにまとめられた。それからその中身の部分は、重点施策5と6にも分散的に盛り込まれているということで、4、5、6混ぜて議論をしてもいいのではないかと思います。まずは本日の資料をご覧になった印象とか、自由にご意見をいただければと思います。どうぞ。

再々欠席して申しわけないです。せっかくこうやって整った段階で、もの申すのはどうかと感じていますが、実は9月14日に、文部科学大臣と総務大臣が出席した会議がありました。その会議というのは、前に新聞にもちょっと出ましたけれども、小泉総理がスポーツの拠点をつくる、という事業を提案なさせて、それを総務省と文科省で詰めて

奥村委員

いくということになっておりまして、開かれたものです。本日提出した資料にもありますように、スポーツによる地域再生です。スポーツの全国大会を開こうというもので、対象は小中高等学校の生徒です。

ねらいは何かといたら、高校野球と言えば甲子園、ラグビーといえば花園、というように場所とスポーツ種目が連動して、今普及されている。そういうようになるために、例えば小学生の何々種目の全国的な大会を川崎で10年ぐらい開催し続ければ、その種目の拠点になるのではないかという発想です。

これは、全国的に平成17年度からスタートしようという事業ですが、国としてはおよそ5億円の予算を組んで、一会場500万円、約100カ所の助成があります。そこで、将来10年にわたる川崎の教育プランを策定するにあたって、どこかにそういったことを入れられないかなという気持ちがありまして、今日の発言にいたったわけです。

具体的にどこかといえば、資料1でいうと重点施策5の【展開する事業】に 総合型地域スポーツクラブの育成がありますので、それに続いて 番目ぐらいに「スポーツによる拠点づくり」とか。表現はまた追って検討するとして。

現在、文科省と総務省で進めている事業を、ここにも1行ぐらい入れられないかなという気持ちが強かったので、この資料を提出し、発言させていただいたわけです。もう今の段階でそれは無理ならば仕方ないのですが、何としてでも入れてほしいなという気持ちがあります。

横浜市では、まだ進行中ですが、17年度にスポーツチャンバラの全国大会を開こうという話が進められているように伺っています。川崎市でも、子どもたちの全国大会のある種目を、川崎市を中心にして開催するという事柄に発展させたい。だとすれば、ここで1行でもそれを入れておきたいなという趣旨でございます。以上でございます。

佐藤部会長

どうもありがとうございます。今のご説明ですと、総合型地域スポーツクラブというのは、わりと種目がいろいろで、その地域の参加者の要望で決まるのに対して、これはどちらかというと...

奥村委員

延長上のような考え方です。

佐藤部会長

拠点という意味は、何か個別の種目で、その地域がわりと全国的に盛んということで大会を開くとか、そういう行事的なものですか？

奥村委員

盛んにするために大会を開くのです。すでに盛んであるものではありません。

佐藤部会長

拠点という意味は、1つのスポーツの種目を全国的に引き受けてというような意味でしょうか？

奥村委員

いや、もっと発展して。総理が言っているのは、「川崎といえばこの種目」というようになるようなものにつなげたい、こういう趣旨です。例えば「川崎といえばレクリエーション卓球」というようになることがねらいです。

佐藤部会長 それは主として、中高校生ですか。

奥村委員 小中高です。

佐藤部会長 私は、川崎の中で何が盛んなのか、クラブ活動の現状はよくわからないのですが、何かそのニュアンスを総合型地域スポーツクラブの育成の中に、1行ぐらい加えますか？

奥村委員 いや、総合型とは別に。要するに で総合型をいっていますから、 に地域におけるスポーツ種目の拠点づくりという項を起こしてはどうかというのが発言の意図です。もし、今さらそれは無理だよということなら、また別に考えなければいけないです。

佐藤部会長 それは社会教育というよりも、学校体育に入るものですか？

奥村委員 地域の活性です。

佐藤部会長 大会の開催は地域の活性につながるのだけれども、こういった種目で拠点をつくるかということは、川崎の学校体育の中で、比較的盛んなものにするということですか？

奥村委員 いやそうでもないです。

佐藤部会長 ではご意見ということで、事務局にお任せいたします。ありがとうございました。

大下委員 今回の2次素案で、市民館の位置づけについて中間報告と比べて素案で少し後退していたものが、またはっきり前面に出てきています。特に重点施策5では、【内容】でも【展開する事業】でも、市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートすると、位置づけがはっきりしてきているので、そこは評価したいと思います。

 それから重点施策4にも、市民館を中核にして、学校その他の施設が連携していくという記述があったりして、その点は非常に評価をしたいと思います。

 それで、1つあえて申し上げたいのは、分権型社会における市民館の新しい機能と役割を考える場合、市民の自立と行政との協働、或いは参加に耐えうる力量を持った市民を育てるという意味で、市民館の公的教育の機能と役割が非常に重要になってくると思います。

 前回の部会で自治基本条例について書かれた市政だよりが資料として出されました。その自治基本条例の中には、これからの地域社会を担っていく3本の柱として、1つは市民、1つは議会、もう1つは執行機関つまり行政があり、この3本柱で市民自治、川崎のまちづくりをやっていくという位置づけになっている。つまり、3本柱の1つに市民というものが、大きくきちんと位置づけられている。分権型社会として、川崎のまちづくり、地域社会づくりをやっていく上で、非常に重要な位置づけだと思います。

 そういうことを前提にしますと、そういった市民の参加と協働を担保するといえます

か、そういった市民をきちんと育てるためにも、川崎市の教育委員会の、或いは市民館の職員が、分権型社会における教育の役割機能を十分に果たす上で、より専門化したスキルをいろいろ身につけていただくという記述がどこかにあったらいいと思うのです。

これは非常に大事なことだと思うのです。高度な技術というか、見識と技術とコーディネート力、或いはプロデュース力、そういった能力を市民館職員にこれから持っていただく。市民が自立していく上でのバックアップ体制として、きちんとやっていただきたい。

その市民館職員の研修あるいは研究のための仕組みというか、制度というか、そこまで触れた方がいいのではないかと、これをずっと読んでいくと、総合教育センターというのが出てきます。

佐藤部会長

教職員の力を伸ばすのところですか。

大下委員

ええ。8ページの に総合教育センターの機能強化というのが書いてあります。これは重点施策3の「教職員の力を伸ばす」というところですけども、総合教育センターというのは、そもそも学校教育と社会教育、双方の分野の研究、あるいは研修機能と役割を持つ施設という位置づけになっているはずですよ。

学校教育の分野で、総合教育センターの機能強化をうたうのは結構なことですけども、先ほどの話に戻りますと、市民館職員、社会教育関係職員の自己形成や力量アップのために、或いは自治基本条例にうたわれている市民の協働と参加を支えるという意味でも、市民館職員の研究あるいは研修のための、後ろ盾になる総合教育センターの機能というのも非常に大事になってくると思います。社会教育の分野にかかる重点施策4、5、6においても、総合教育センターが市民館の職員の研修、研究機能として十分な役割を果たす、それをもっと強化していく、ということを入れてもいいのではないのでしょうか。

自治基本条例では、市民の参加のための体系を、市民の協働のための体系をつくる。市民の参加と協働を支えているのは、生涯学習ではないか。生涯学習で市民が地域で学び、日常的なところで自分を育て、力量ある市民に自分を育て上げていった上で、初めて自治基本条例にうたわれている参加と協働というのが、生きていくわけで、成り立ってくるわけです。その支えになっている生涯学習の体系をきちんとやるべきだという部分と合わせて、総合教育センターの機能をきちんと位置づけたらどうかと思います。

佐藤部会長

資料3の施策体系の25ページには、一言は出てきます。基本施策3-1-(1)市民の主体的な学習を支えるシステムの充実の中に、「相互の連携と職員の専門性を図ることによって…」という、文言はあるのですが、重点施策3は、見るからに学校教職員でありまして、前回の部会でも、ここで社会教育の職員についても記述すべきではないかという意見は出してありました。でも整理された結果、どうも学校教職員に絞られた記述になって、それにかわる社会教育の職員についての記述は、重点施策からは落ちているということになるかと思えます。

ただ、行政区における教育推進体制の図を見ると、市民館の社会教育のところ、社

会教育主事、事務職員等とあって、地域教育サポーターというのが今回新しい提案になっていくのだと思います。このサポーターがどういう性格の人材なのかというのは、明確にはここには書いておりませんが、指導主事、社会教育主事、地域教育サポーターが力をあわせて地域を支えていくような新しい人材配置といたしますか、発動の内容のイメージは、以前よりは少し明確に、この図には出てきているかなと思います。もう一步踏み込んで、特に地域のレベルで、学校教育、社会教育を連携発展させ、かつボランティアの活動もより豊かにしていけるような、そういう職員の専門性が大事だという記述を入れていくということが、例えば重点施策5の の事業あたりに必要になると思います。

大下委員 市民館の記述があるところですね。

佐藤部会長 そうですね。展開する事業の か あたりに、そうしたことをちょっと加えるという程度でよろしければ、この構造を大きく変える必要はないと思うのですが。

大下委員 そうですね。一緒に入れていただけると。

佐藤委員長 或いは、もう少し地域をベースにして、市民館職員、図書館職員だけではなくて、有償無償のボランティアも含めて、総合的に地域で働く人材というものが、新たに求められているのだというような新しい視点で、地域で活動する人材のイメージを、一言まとめて柱にするということもあり得るような気がします。一応シニア世代とかあることはあるのですけれども、いずれにしても職員の視点というものを重点施策の中にも入れましょうという、そういうご提案としてのご発言です。

大下委員 そうです。それから総合教育センターというのは、学校教育と社会教育、両方の研修研究施設のはずです。

佐藤部会長 はい。

大下委員 学校のためだけの施設ではないはずなので、もっと活用して、市民館職員など、社会教育関係の職員の研修研究施設として、機能させていただきたいと思います。

福島委員 私も今の大下委員のお話に大変賛成です。例えば重点施策2の【背景・目的】で、「これまで、どちらかというすべての学校において同じ教育を保障することを重視してきましたが、」となっているのですが、私は、これはこれからも必要なことではないかと思えます。なぜそういうふうにしてきたのかというと、公教育の役割からいって、当然こういうことは保障されなくてはいけない部分なのだろうと思うのです。

これと同じことが社会教育でも言えると思うのです。一定の研修研究を重ねて、積み上げた上で、さらにというふうに考えるべきなのであって、何でもかんでも、市民の力でできるということではないだろうと思うのです。今まで培ってきたノウハウが生かさ

れていくという意味で、やはり社会教育にも公教育としての役割みたいなものは、当然あるわけです。この辺の表現の仕方をもうちょっと工夫をしていただいた上で、社会教育の方にも教育の継続性みたいな視点を、ぜひ入れていただきたいと思います。

教職員が研修、研究するというのであれば、当然社会教育職員も、専門性を持った研修、研究を続けていかなければならないはずなので、それを重点施策に位置付けていくというのは、大変いいことだと思うので賛成したいです。

佐藤部会長

重点施策2「個性が輝く学校」というのは、中間報告からずっと出てきているものです。教育の機会均等とは違い、一人一人とか、学校ごととか地域の特性というふうなニュアンスでこの言葉が出てきていると思うのです。

ただ、これは社会教育の範疇ではないので、今ここであまり議論する必要はないかなと思うのですけれども、展開する事業を見ていくと、地域教育会議などとの関連を考えた場合に、個性が輝くという方向性なのか。地域と協働するというのは、今までもやってきたので言う必要はないという理由で、個性が輝くという言葉に、どうもなっているようなのですけれども。しかし、地域と協働するような事業が並んでいて、結果これが「個性が輝く」という言い方でフィットするのかなと。ちょっとよその部会の話ですけれども、私自身は少しタイトルについて、これでいいのかなという感じは持つのですけれども、その点についてはどうですか。せっかくこの重点施策2についてご意見があったので伺いたいのですが。

福島委員

私も同じように思うのです。ただ、先ほどの発言は、学校教育も社会教育も同じような役割を持っているはずなので、連動して論議される必要があるということです。

佐藤部会長

職員の問題ですね。

福島委員

例えばです。ズレが出るといやなので、ここで指摘をして、少し検討していただければいいかなと思ったのですけれども。先生がおっしゃるように、これは個性が輝くという内容ではない気がします。

佐藤部会長

学校の裁量権とか校長のリーダーシップというところは、確かに個性にかかわることなのでしょうけれども、他の事業をみると....。

福島委員

基本的なことが保障された上で個性が輝くということではいけないわけです。しかし、先生がおっしゃるように、基本的なことができていないから、地域の力を借りて基本的なことをやるという読み方がちょっとできてしまう部分があるかなと思いました。

佐藤部会長

重点施策2における地域の人材とか商店街とか、学校教育推進会議とか、地域運営学校とかというのは、地域教育会議が今までもやってきたような問題を細かく明記しているので、それを踏まえて、個性が輝くということでもいいのかどうかということについて、